

各 位

株式会社 北洋銀行

## 変額個人年金保険商品「プレミアタッチ」の取り扱いを開始します。

北洋銀行は、平成24年11月19日(月)から変額個人年金保険商品「プレミアタッチ」の取り扱いを開始します。

当行では、多様化するお客さまの資産運用ニーズへの確に対応するとともに、利便性の向上に努め、今後とも、お客さまの期待に応えるベストパートナーとして、一層のサービス向上に努めてまいりますので、当行をご利用いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 取扱開始商品

商品名	愛称等	引受保険会社
年金原資保証型変額個人年金保険(12)	プレミアタッチ	第一フロンティア生命保険株式会社

#### 2. 取扱開始日

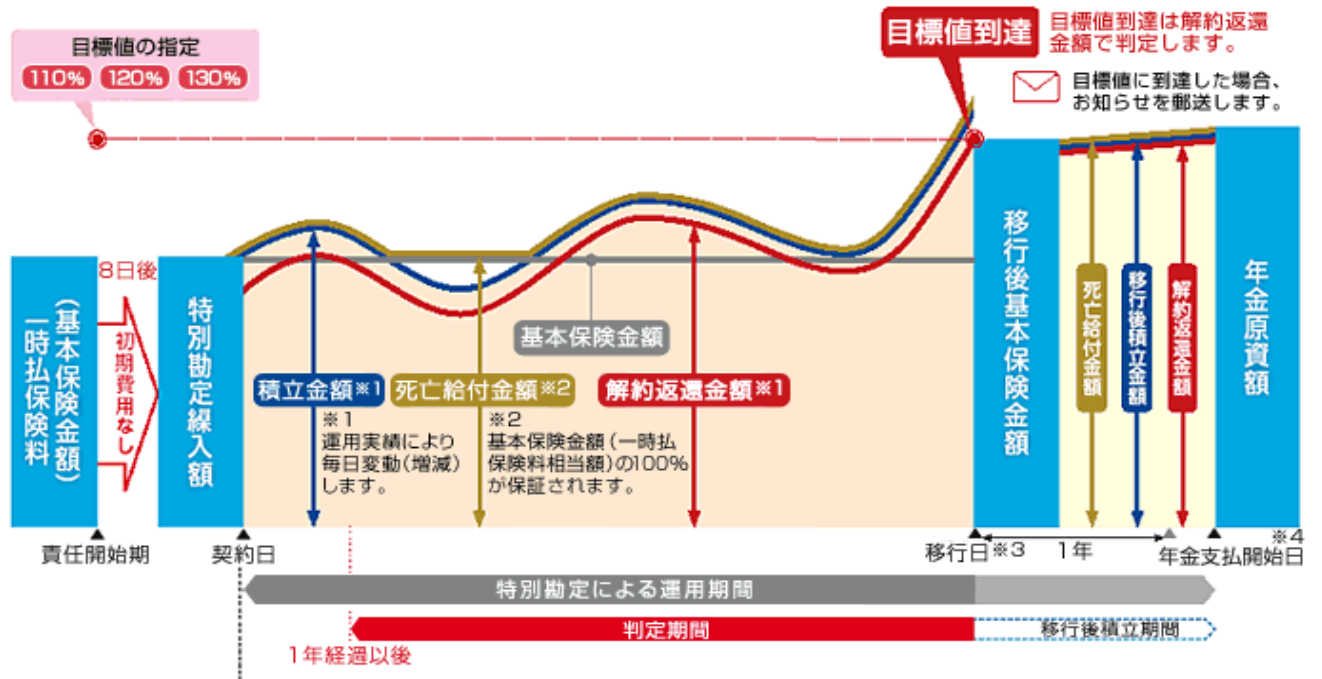
平成24年11月19日(月)

#### 3. 取扱店舗

全店 (ただし、東京支店・札幌医大病院出張所・千歳空港出張所を除きます。)

以 上

# 1、仕組み図(イメージ)



目標値に到達した場合、到達判定日末の解約返還金額をもとに、定額の年金保険に移行します。移行後積立金額は年金支払開始日※4の前日まで第一フロンティア生命所定の利率で積み立てます。

## 移行後積立期間にできること

- 1 ご契約を解約して移行後積立金額を一括受取(解約控除はかかりません。)
- 2 「運用期間中年金支払移行特約」を付加し、年金受取に移行(解約控除はかかりません。)

※3 目標値に到達した日の翌々営業日。

※4 移行日から起算して1年を経過した日の直後に到来する年単位の契約応当日、またはご契約の締結の際に定められた年金支払開始日のいずれか早く到来する日。

2、商品概要(抜粋)

商品名【愛称】	年金原資保証型変額個人年金保険(12)【プレミアタッチ】
引受保険会社	第一フロンティア生命保険株式会社
被保険者の契約年齢	0歳～80歳(契約日における満年齢)
運用期間	10年
最低保険料	200万円以上(1万円単位)
死亡給付金額	被保険者が亡くなられた日の積立金額と基本保険金額のいずれか大きい金額
告知	なし
減額(一部解約)	可(減額後の基本保険金額が200万円以上であること)
クーリング・オフ	あり
商品の主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 契約日から1年経過以後、基本保険金額(一時払保険料相当額)に対する解約返還金額の割合が目標値に到達した場合、定額の年金保険に移行して早期に運用成果を確保します。</li> <li>■ 目標値に到達しない場合も、運用期間満了時の年金原資額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。</li> </ul>
諸費用	<p>この保険にかかる費用は、特別勘定による運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。</p> <p>&lt;ご契約時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご契約時にご契約者に負担していただく費用はありません。</li> </ul> <p>&lt;特別勘定による運用期間中&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険契約関係費:特別勘定の資産総額に対して年率 2.78%</li> <li>・ 資産運用関係費:信託報酬は、投資信託の資産総額に対して年率 0.1575%(税込み)</li> </ul> <p>* 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示していません。記載の信託報酬は2012年9月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。</p> <p>&lt;ご解約時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解約控除:基本保険金額に経過年数別の解約控除率(6.0%～0.6%)を乗じた金額</li> </ul> <p>&lt;年金受取期間中&gt;</p> <p>保険契約関係費(年金管理費):年金受取額に対して 1.0%</p>

## 【取扱保険商品に係る共通の注意点】

- 保険商品は、保険会社が引き受ける生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度は適用されません。
- 保険商品は、契約初期費用、保険関係費用、資産運用関係費用、解約控除、為替手数料(外貨建て保険)などの手数料がかかる場合があります。ただし、ご負担いただく手数料の名目、手数料率、計算方法等は商品により異なりますので、一律の算出方法の記載はできません。詳しくは、各商品のパンフレット・契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)・ご契約のしおり(約款)等をご覧ください。
- 北洋銀行は、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行いますが、保険契約の引受や保険金等の支払いは、引受保険会社が行います。
- 保険商品によっては、解約返戻金が、当初払込保険料を下回ることがあります。
- 保険商品に関するお客さまと当行とのお取引が、当行におけるお客さまに関する他のお取引に影響を及ぼすことは、一切ありません。
- 各種保険商品は、法令の規制により、お客さまのお勤め先や当行への融資のお申し込み状況等によりお申し込みいただけない場合があります。
- 商品によっては、被保険者に健康状態などについて告知していただく必要があります。また、被保険者の健康状態などによりご契約いただけない場合等があります。なお、北洋銀行の担当者(生命保険募集人)には告知受領権がありませんので、担当者に口頭でお話しされても告知をいただいたことにはなりません。
- 保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や健康状態についてお客さまが事実を告知されなかった場合、事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金が支払われない場合があります。
- 北洋銀行でお取り扱いしている商品はすべてクーリング・オフの対象となります。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置の対象になりますが、この場合にも将来の年金額、死亡保険金額、払戻金額等が削減されることがあります。
- 保険商品によっては、保険契約を有効に継続させるために、払込方法に応じた期日までに継続的に保険料を払い込んでいただく必要があります。保険料の払い込みが遅れて、一定期間が経過すると保険契約は失効します。保険契約が失効した場合には、契約の効力がなくなり、保険金等が受け取れなくなりますので、ご注意願います。
- 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合は、ただちに保険会社または北洋銀行までご連絡ください。保険金・給付金等をお支払いできる場合、お支払いできない場合につきましては、各商品のパンフレット・契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)・ご契約のしおり(約款)等でご確認ください。
- 募集代理店である北洋銀行では、保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのお問い合わせ・各種請求手続き方法のご照会などを対応いたします。なお、内容によっては、募集代理店からの連絡を受けた引受保険会社および共同募集代理店が対応させていただく場合があります。
- 詳しい内容は、生命保険募集代理店である北洋銀行の販売資格を持った担当者(生命保険募集人)にご相談ください。

## 【特定保険商品に係るリスクについて】

### 〈変額保険・変額年金保険〉

この保険は国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。